# 職員からの苦情相談

特別区人事委員会では、地方公務員法第８条第１項第１１号の規定に基づき、特別区職員(離職した職員を含む。ただし、下記「相談できる内容」を参照)からの勤務条件に関する悩みについて、相談に応じています※。

※　本制度は、法令の解釈、事実認定及びその評価などを趣旨とするものではありません。
　また、本制度は、関係当事者の任意の協力を得られる限りで解決を図るものであり、当委員会から当局に対して法的拘束力を有する対応はできませんので、予めご了承ください。

**相談の方法**

相談は、原則として、電話又は手紙でお受けしています（面談を希望する場合でも、まずは電話にてご相談内容をお伺いします）。

**相談できる職員**

苦情相談制度の利用対象者は、職員本人です。条件付採用期間中の職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員も含まれます。特別職の職員や単純労務職員は対象外です。対象外の方は、その他の救済制度を各区人事担当にご確認ください。

**相談できる内容**

職員本人に係るものであって、年次休暇を認めてくれない、辞職を強要されているといった勤務条件その他の人事管理に関する悩み事のほか、いじめ・嫌がらせ、セクハラ・パワハラ等を受けている※といった勤務環境に関する悩み事などの相談にも応じています(※各区で設置しているハラスメント相談窓口にも相談いただけます)。

ただし、離職した職員については、離職又は再任用に関する相談に限ります。

なお、以下の内容については、原則として相談をお受けできません。

【苦情相談の対象外】

〇個人の私生活に起因するもの
〇他の職員の勤務条件に関するもの
〇職場内における不正行為を告発するもの
〇損害賠償や特定の職員からの謝罪を求めるもの
〇既に人事委員会に対して審査請求又は措置要求を行っている(係属中である)もの
〇任命権者の権限に基づき裁量で行う事項について、その行使を求めるもの
　(例：昇任・昇格に関する事項、制度改正の要求、他者に対する懲戒処分の要求等)

**秘密の保持**

苦情相談に係る事務に従事する職員は、苦情を申し出た職員の職及び氏名、苦情相談内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持することとされています。

**不利益取り扱いの禁止**

任命権者は、職員が、苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し苦情相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならないとされています。

**相談窓口**
連絡先・受付時間等
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1
特別区人事委員会事務局 公平課
電話番号：03-5210-9797
月曜日から金曜日
午前 8 時 30 分～正午／午後 1 時～5 時